

第5号様式（第4、3関係）

自衛消防訓練通知書

大和市消防長 へ		〇〇〇〇年12月 1日	
防火対象物名と事業所の名称の違いに注意。		防火管理者 職・氏名 店長・大和 太郎	
防火対象物の所在地		大和市深見西〇丁目〇〇番〇〇号	
防火対象物の名称	〇〇ビル	用途(項別)	16項イ
事業所の名称等	〇〇〇ストアー(1階)	用途(項別)	4項
実施日時	〇〇〇〇年12月22日 13時30分 ~ 14時30分		
訓練種別	1 消火訓練 2 通報訓練 3 避難訓練 ④ 総合訓練 5 その他 ( )		
参加人員	10名	連絡先 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇	担当者氏名 大和 太郎
訓練概要		〇〇〇ストアー厨房から出火したという想定で、初期消火・消防署への119番通報及びお客様の避難誘導を一連の動きで行う。 ※ 通報については実際に119番に連絡します。 ※ 初期消火は店舗にある消火器を使用し模擬で行います。 ※ 返信希望 FAX〇〇〇-〇〇〇〇	
※ 受付欄		※ 経過欄	
		副本の返却を希望するときには「返信希望 FAX 000-0000」と訓練概要欄に記入してください	

※欄は、記入しないで下さい。

実施日の1週間前までに通知して下さい。

FAXによる通知可 FAX262-0119 消防本部予防課査察指導係宛


# やっていますか？ 自衛消防訓練

災害はいつ、どこで発生するかわかりません！あわてずに行動ができるよう、普段からの訓練が大切です！

法令により下記のとおり、消火訓練、避難訓練及び通報訓練を実施することが義務付けられています。また訓練の実施は、あらかじめ消防機関への通報が必要です。

訓練種別	訓練回数	
	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上	年1回以上
避難訓練	年2回以上	年1回以上
通報（連絡）訓練	年1回以上	年1回以上

※総合訓練を1回実施した場合は、消火訓練・避難訓練・通報訓練を各1回実施したものとします。

どんな訓練があるの？	
<p>■消火訓練</p> <p>消火器や屋内消火栓等の使い方を覚えたり、実際に使ったりする訓練です。消火器などの設置場所は、事前に確認しておきましょう。</p> <p>（訓練用の消火器は、消防本部予防課で貸し出ししています。  <b>※10本以上の貸出しは、事前に予約をしてください。</b></p>	
<p>■避難訓練</p> <p>階段などの避難経路を使って安全な場所まで避難してみるほか、避難器具などの使いかたを覚える訓練です。</p> <p>避難階段の位置、避難器具の設置場所等は、事前に確認しておきましょう。</p>	
<p>■通報（連絡）訓練</p> <p>119番通報のしかた、放送設備等の使い方などを覚える訓練です。</p> <p>事業所の住所、連絡先はわかりますか？ 確実な情報の伝達が必要です。</p> <p><b>※119番回線を使用する場合は、事前に消防本部予防課との調整が必要です。</b></p>	
<p>■総合訓練</p> <p>火災等を想定し、自衛消防組織に基づく任務に従い、火災の発見から到着した消防隊への情報提供まで総合的な活動を行います。</p>	

◎ 訓練なんて、私には関係ない……

災害は全員の協力があって、はじめて被害を最小限に食い止めることができます。あなたは自分が働いている事業所の消防計画を知っていますか？  
消防計画では、火事や地震などの災害が起きたとき一人ひとりが何をするのかを決めています。あなたもその中のひとり。見ているだけじゃダメ！積極的に訓練に参加しましょう。

◎ 忙しくて訓練なんかできない……

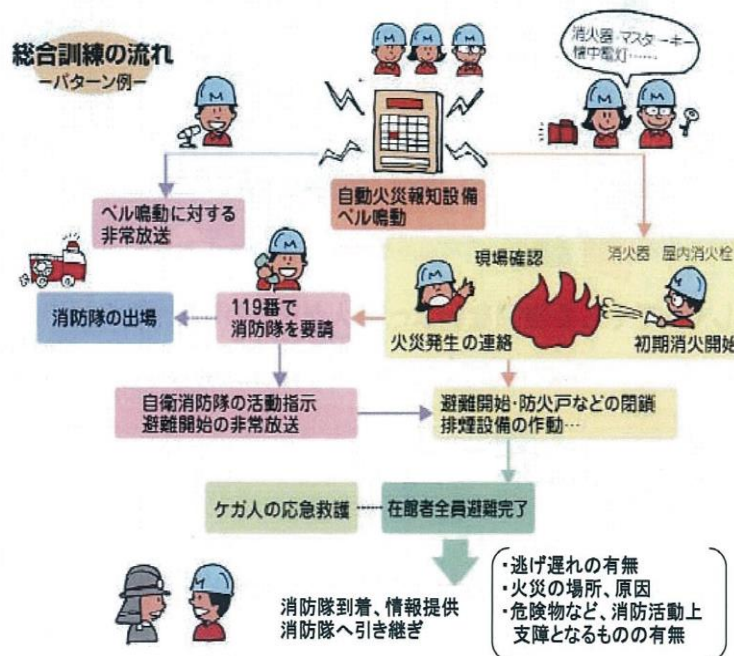
訓練を難しく考えないでください。  
朝の朝礼のときに消火器を使って消火訓練をする、退社時に避難訓練を行う……など、工夫次第で短時間に手際よく行うことができます。

◎ いつ訓練をしたらいいの？

思いつきで訓練をやろうとしても、なかなかできません。消防計画に定めた訓練時期にあわせて、全員が訓練に参加できるように、防火管理者がみんなに知らせることが必要です。

◎ 人がそろわないよ…… 全員参加なんて……ムリ！

勤務時間などがバラバラで、全員の参加が難しい事業所などでは、訓練の時間帯を分けるなどしてください。特に、雑居ビルなどでは、参加する事業所や人が偏らないよう注意しましょう。



大和市消防本部予防課

〒242-0018 神奈川県大和市深見西四丁目4番6号  
TEL 046-260-5778(直通) FAX 046-262-0119

## 119番通報訓練要領

事業所・・・訓練の2～3分前程度に、261-1119番に電話する。

〇〇〇〇です。〇〇時に通報訓練してよいでしょうか？

住所は、大和市〇〇丁目〇〇番地です。

電話番号は、〇〇〇—〇〇〇〇番です。

大丈夫な場合は、一旦電話を切り時間になったら119番にかけ直す。

事業所・・・119番をかける

指令室・・・はい、こちら119番消防です。

火事ですか？救急ですか？

事業所・・・もしもし、訓練、訓練です。通報訓練です。

指令室・・・どうしましたか？

事業所・・・訓練火災です。

※必ず頭に訓練を付けてください、間違って消防車が出動することがあります。

以下、消防（指令室）の質問に応答する。

（通報訓練要領参照・応えられるよう想定を決めておくと便利です）

※ 事前連絡時や通報時、災害が発生しているときは**中止**となります。

例・・・ただ今災害が入電中（発生中）ですので、訓練は中止します。

（通報訓練は中止となります、御了承ください。）

中止の場合は通報したものとして訓練を継続してください。

（通報訓練要領を参考に、消防役と通報者役を決めて訓練するのも可能です）

※ 消防訓練（消火・通報・避難）を実施する場合は、1週間前には自衛消防訓練通知書を提出してください。



## 防火対象物の用途区分表(消防法施行令別表第1)

	特定防火対象物		非特定防火対象物
--	---------	--	----------

項 別	防火対象物の用途等	
(1)	イ	劇場、映画館、演技場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備等を個室において客に利用させる店舗
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他これらに類するもの	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	「避難が困難な要介護者」「避難が困難な障害者等」を主として入居させる施設、救護施設 乳児院障害児入所施設等
	ハ	・老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター 有料老人ホーム等 ※(6)ロに掲げるものを除く ・厚生施設、助産施設、保育所、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設等 ・身体障害者福祉センター、障害者支援施設 ※(6)ロに掲げるものを除く
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	(9)イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	前各項に該当しない事業場	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物の用途に供されているもの
(16)	ロ	複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物の用途部分を含まないもの
(17)	文化財保護法の規定によって重要美術品として認定された建造物	
(18)	延長50メートル以上のアーケード	
(19)	市長村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	

※(6)ロ・ハの内容については平成27年4月1日施行